

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和2年12月28日

「子どものオンラインゲーム」

～親に内緒で課金のケースも

〈 内 容 〉

3日前、クレジットカード会社から、身に覚えのないオンラインゲーム（以下、ゲーム）利用料20万円の請求があった。小学生の娘は、時々私のタブレット端末でゲームをしていたため娘に確認したところ、無断でカード決済を繰り返していたという。2カ月前、娘に頼まれ、一度だけゲームのアイテム代千円をクレジットカードで支払ったことがあった。娘はクレジットカードの仕組みはわかっておらず、お金はかからないものと思っていたようだ。対応方法を知りたい。（30代、女性）

★ 消費生活センターからのアドバイス

- ゲームに関する相談が、全国の消費生活センターに多く寄せられています。子どもがゲーム機やスマホなどでゲームを利用し、アイテムやキャラクター等を手に入れるために、保護者に内緒で課金しているケースがみられます。
- トラブルを防ぐためゲーム会社においても年齢により利用金額の上限設定などの対策をとっている例が増えていますが、年齢を偽って登録してしまいトラブルになるケースがあります。
- 民法では、親など法定代理人の同意がない未成年者契約は取消しができるとされていますが、事実関係の証明が難しいことなどから必ずしも返金してもらえとは限りません。クレジットカード会社に申し出ても、家族間の利用として規約に基づきカードの管理責任を問われ、原則カードの名義人に請求されます。
- トラブルを防ぐため次のことに注意しましょう。①親子でゲームの仕組みや料金体系、決済方法などを確認した上で、遊び方や時間などルールを話し合って決める。②大人はクレジットカードや暗証番号を管理する。利用明細を毎月確認する。③子どもにはカードを使うことはお金を支払うことだということ、ゲームはお金がかかる場合があることを理解させる。④依存症が疑われるケースは専門機関に相談する。

※ おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



★ おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

〔相談受付時間〕 平日(月～金曜日) … 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

※ 各町にも相談窓口があります